

第2期八幡平市小中学校適正配置計画

平成28年1月

八幡平市教育委員会

目 次

はじめに	1
I 適正配置計画の基本方針について	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の方針	2
II 市内小・中学校の現状と課題について	3
1. 小学校	3
2. 中学校	6
III 適正規模・適正配置の方針について	8
1. 複式学級・小規模校を巡る課題	8
2. 適正化の基本的な考え方	9
3. 適正化の基準	9
4. 具体的な提案	10
5. 計画の期間	12

はじめに

学校は、子どもたちが1日の大半を過ごす大切な場所です。子どもたちは学校のなかで、知識や技能、生活規律を学習するのはもちろんのこと、異学年との交流や集団活動を通して、人として生きていく上で欠かせない多くのことを学び、成長していきます。このような子どもたちにとって良好な学校環境の整備は、先行世代にとって重要な責務です。

しかし、現在、学校が置かれた環境は大きく変化しています。特に、少子化による児童生徒数の減少は深刻な問題を引き起こしています。例えば、子どもたちの社会性を涵養する集団活動の成立が困難になっています。また、児童生徒数の減少に伴う1校あたりの教員数の減少は、教員一人ひとりの校務負担を増加させ、結果的に子どもたちの学びに影響を与える可能性を高めています。今後、少子化のさらなる進行が予想される中、学校の設置管理者である自治体は、子どもたちにとって実りある学校教育を将来にわたって確保するために、公立小・中学校の適正配置（学校規模、学校の位置等）について継続的に検討していくことが求められています。

八幡平市においても例外ではありません。児童生徒数の減少が続く八幡平市は、平成21年度から平成24年度までの4カ年を期間とした第1期指針（第1期八幡平市小中学校適正配置検討委員会（平成21年3月））に基づき、渋川小学校・東大更小学校・大更小学校の統合、田山中学校と安代中学校の統合を実施しました。しかし、第1期計画期間を終えた現在でも、少子化がさらに進行するなど、子どもたちをめぐる環境はさらに変化しています。

こうしたことから、八幡平市教育委員会は小・中学校におけるより良い学校環境を整備し、充実した教育を実現させるべく、地域住民、教育関係者、学識経験者等を構成メンバーとする「八幡平市小中学校適正配置検討委員会（第2期）」を設置し、学校の適正規模や適正配置の進め方について平成26年3月から計6回に及ぶ審議を重ねました。

その結果を平成27年度から平成31年度までの5カ年を期間とする「第2期八幡平市小中学校適正配置指針について」として答申しました。この計画は、答申内容を庁内検討委員会でさらに検討を加えて策定したものです。

I 適正配置計画の基本方針について

1. 計画の目的

子どもたちの実りある学校生活の確保を目的として、以下の理由から学校の適正化について計画します。

「Ⅱ 市内小・中学校の現状と課題について」において示されるように現在、市内小中学校に通学する児童生徒数は減少傾向にあり、幾つかの小学校では複式学級があります（複式学級とは、2つの学年に所属する児童生徒が同一の学級に編制される学級を意味し、小学校においては1年生を含む場合は8人、それ以外は16人、中学校においては8人を学級定員としています）。

また、多くの学校では小規模校化が進んでいます（「小規模校」とは、小学校6～11学級、中学校3～11学級の規模の学校を指します）。複式学級・小規模校にはメリットもありますが、デメリットが過度に大きくなると、子どもたちの健全な成長発達を阻害する可能性があります（「Ⅲ 適正規模・適正配置の方針について」を参照）。

以上のことから、市の将来を担う子どもたちの教育環境の整備・充実を図るため、市内小・中学校の適正規模について計画します。

2. 計画の方針

学校は、学校行事や地域行事などで地域住民が共に過ごす場であり、また、将来の地域を担う次世代を育成する場でもあります。その意味で、学校は地域にとって公共的性格を持つものです。そのため、学校の適正規模を計画するにあたって、住民説明会を行い、保護者、地域住民の意見を取り入れた計画とします。

Ⅱ 市内小・中学校の現状と課題について

1. 小学校

(1) 学校数及び学級数

小学校は、八幡平市が誕生した平成17年度には市内に12校が存在しましたが、平成22年度に渋川小学校、平成25年度に東大更小学校をそれぞれ大更小学校に統合したことにより、現在は10校です（以下、表1参照）。

普通学級数は、1校あたり6学級ですが、平笠小学校と田山小学校の2校において複式学級が存在します。平笠小学校においては全学年が複式学級であり、田山小学校においては4・5年生が複式学級です。

また、住民基本台帳から推測した児童数によると、平成29年度には、柏台小学校においても複式学級が生じると見込まれます。

(2) 児童数の推移と予測

小学校児童数については、平成20年度では1,444人でしたが、平成26年度では1,121人となり（図1参照）、減少率は22.4%です。学校別では最も児童数の多い大更小学校が388人であるのに対して、最も少ないのは平笠小学校31人であり（図2参照）、両校では約12倍の児童数の差が生じています。

また、住民基本台帳（平成26年5月1日現在）から推測した平成31年度の児童数は、平館小学校のみ唯一増加し、総数で950人と見込まれます。

小学校ごとに児童数の予測を見ると、減少率が平均で約15%であり、30%を超える学校も存在します。

【表1：小学校別児童数・普通学級数の予測】

学校名	平成26年度児童数・学級数							平成27年度以降の児童数の見込み（新入生）				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大更	75	60	58	64	59	72	388	378 (62)	378 (59)	366 (52)	371 (63)	368 (57)
学級数	3	2	2	2	2	2	13	12	12	12	12	12
田頭	13	8	12	18	12	19	82	74 (11)	70 (8)	65 (13)	65 (12)	71 (14)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6
平笠	5	2	4	5	7	8	31	24 (1)	22 (5)	22 (5)	24 (6)	25 (3)
学級数	<u>1</u>		<u>1</u>		<u>1</u>		<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
平館	18	22	13	17	15	22	107	105 (20)	112 (22)	121 (26)	126 (18)	126 (22)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6
寺田	6	13	15	13	19	19	85	77 (11)	71 (13)	74 (16)	70 (11)	60 (3)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6
松野	9	22	18	15	27	25	116	106 (15)	94 (15)	91 (12)	90 (17)	80 (12)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6
寄木	14	14	23	17	16	13	97	93 (9)	86 (9)	83 (14)	68 (8)	68 (14)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6
柏台	9	9	14	4	15	9	60	58 (7)	50 (7)	59 (13)	52 (7)	49 (6)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>
安代	19	15	17	16	21	20	108	100 (12)	91 (12)	83 (8)	78 (12)	71 (8)
学級数	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6	6	6
田山	7	10	9	8	8	5	47	50 (8)	50 (8)	46 (4)	41 (4)	32 (1)
学級数	1	1	1	<u>1</u>		1	<u>5</u>	6	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>
合計	175	175	183	177	199	212	1,121	1,065 (156)	1,024 (158)	1,010 (163)	985 (158)	950 (140)
学級数							63	63	62	62	61	60

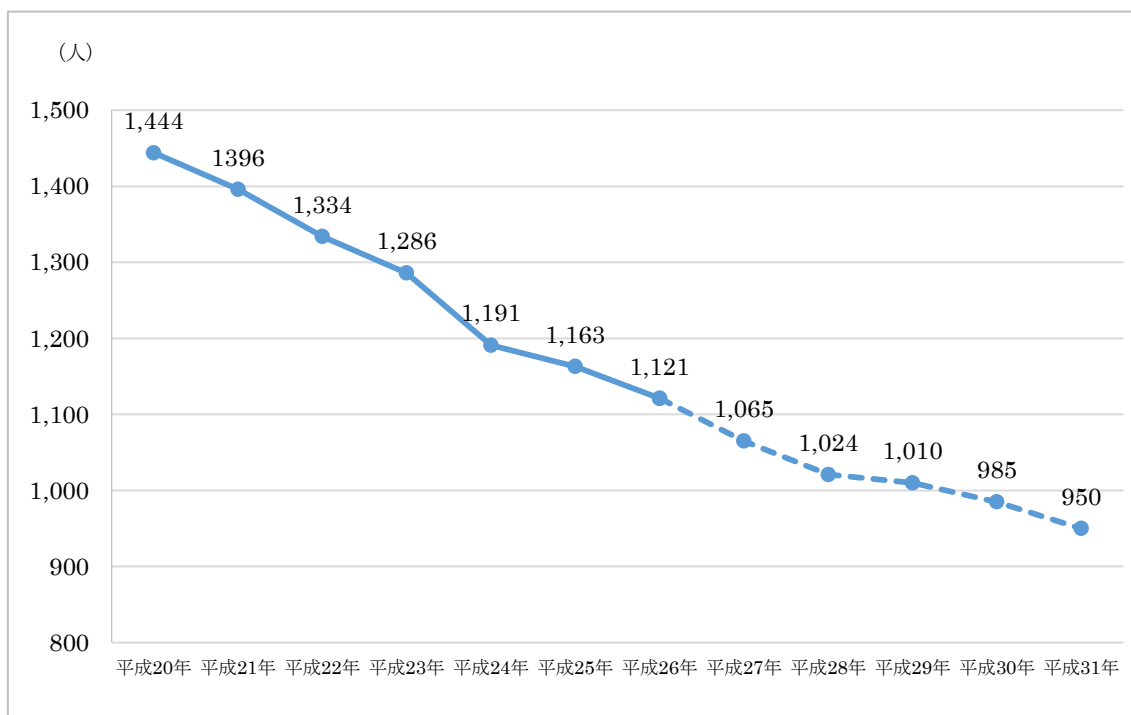
※住民基本台帳（平成26年5月1日現在）より作成

※平成27年度以降は住民基本台帳による推計値

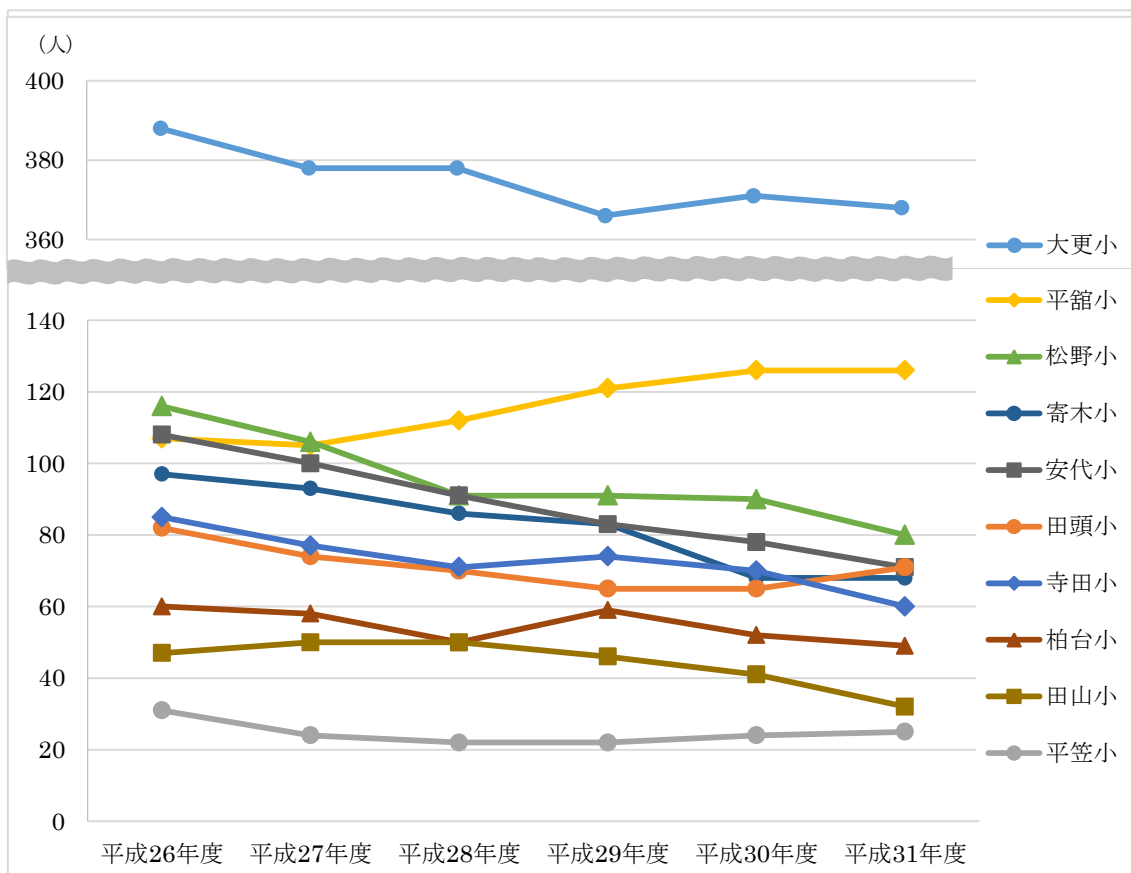
※1年生：1学級－35人、2～6年生：1学級－40人

※特別支援学級は除く

【図1：児童数の推移と予測】



【図2：小学校別児童数の予測】



2. 中学校

(1) 学校数及び学級数

中学校は、八幡平市が誕生した平成17年度には5校存在しましたが、平成25年度に田山中学校と安代中学校を統合したことにより、現在は4校となっています。

西根中学校以外の3校にあっては、1学年1学級となっている学年もあり、平成31年度には、西根第一中学校及び安代中学校において全学年1学級になると見込まれます。ただし、中学校においては、平成31年度まで複式学級は生じない見通しです（表2参照）。

(2) 生徒数の推移と予測

生徒数については、平成20年度では総数851人でありましたが、平成26年度には681人となり（図3参照）、20.1%の減少です。また、平成31年度の生徒数は、535人と見込まれます（表2参照）。

全ての中学校において生徒数の減少が見込まれていますが、特に西根地区の2校において減少率が高くなると見込まれます（表2参照）。

【表2：中学校別生徒数・普通学級数の予測】

学校名	平成26年度生徒数・学級数				平成27年度以降の生徒数の見込み（新入生）				
	1年	2年	3年	合計	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
西根	104	92	126	322	294 (98)	281 (76)	264 (87)	239 (73)	231 (69)
学級数	3	3	4	10	9	8	8	7	7
西根第一	25	41	60	126	107 (39)	100 (33)	105 (29)	92 (27)	93 (35)
学級数	1	2	2	5	4	3	3	3	3
松尾	57	36	51	144	139 (46)	161 (56)	141 (36)	149 (55)	136 (44)
学級数	2	1	2	5	5	6	5	5	5
安代	33	28	28	89	86 (24)	87 (28)	78 (24)	79 (26)	75 (25)
学級数	1	1	1	3	3	3	3	3	3
合計	219	197	265	681	626 (207)	629 (193)	588 (176)	559 (181)	535 (173)
学級数	7	7	9	23	21	20	19	18	18

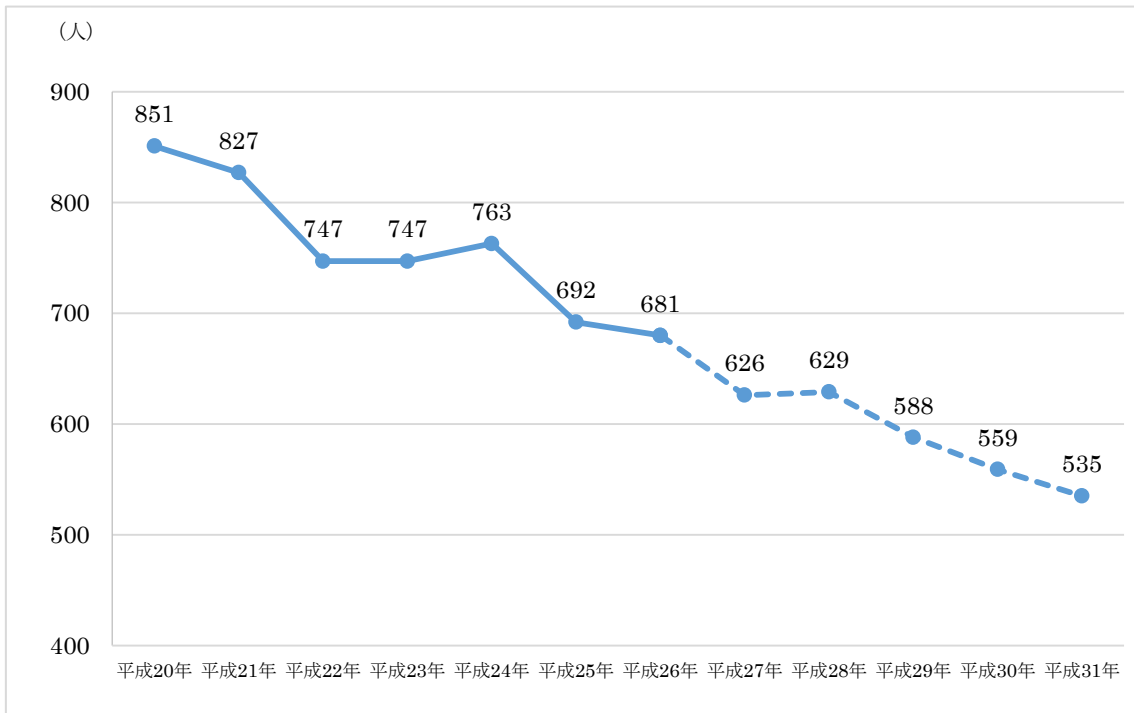
※住民基本台帳（平成26年5月1日現在）より作成

※平成27年度以降は住民基本台帳による推計値

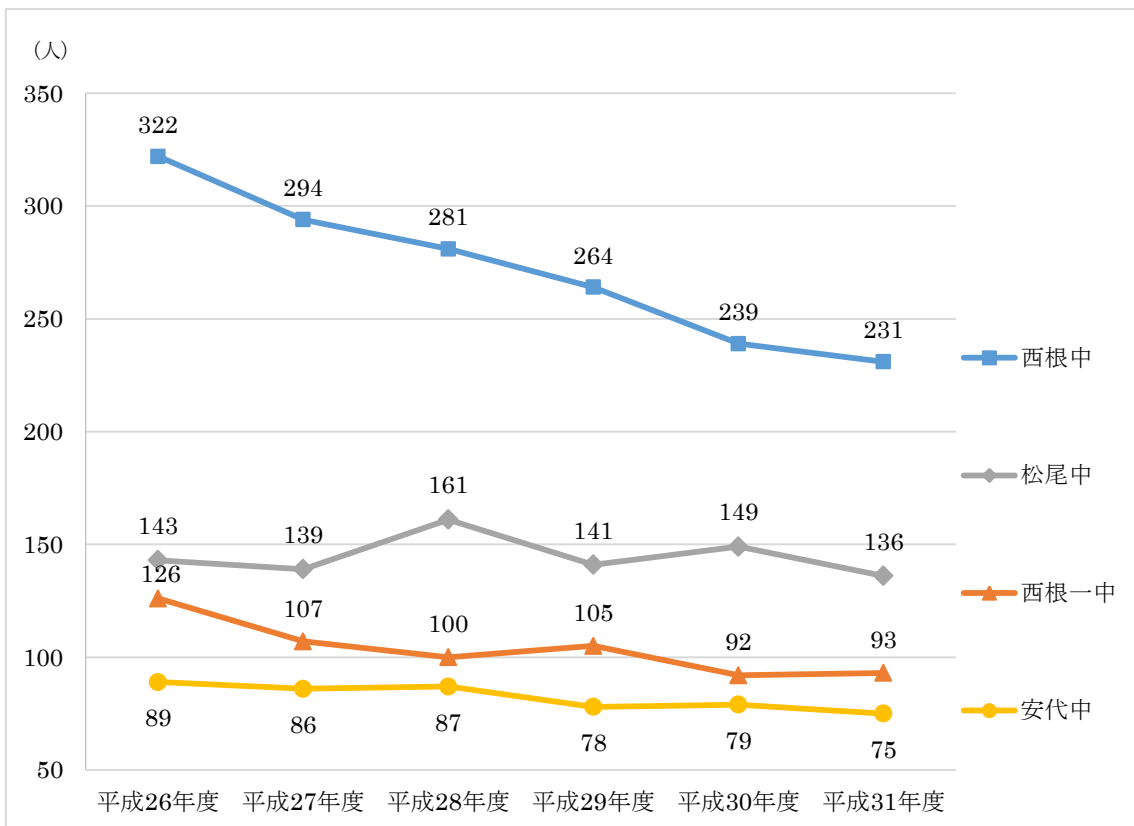
※全学年：1学級－40人

※特別支援学級は除く

【図3：生徒数の推移と予測】



【図4：中学校別生徒数の予測】



Ⅲ 適正規模・適正配置の方針について

1. 複式学級・小規模校を巡る課題

(1) 学習環境

複式学級は、異年齢によって構成される学級であるため、年長者が年少者に教えることにより相互に学習が深まるとされています。また、教員が一方の学年の児童生徒を教えている間、他方学年の児童生徒が自主的に学習することになるなどのメリットがあります。その反面、教員の指導する時間が1つの学年につき半減するため、学習の効率性が損なわれる恐れがあります。

また、発達段階に応じた細やかな生徒指導を行っていくというデメリットもあります。

小規模校は、一般的に教員1人あたりの担当児童生徒数が少ないため、目の届いたきめ細やかな指導を行いやすいと言われてしています。また、児童生徒数が少ないことによって、授業中での発言回数や部活動のレギュラー、発表会での役の割当など一人ひとりの活動機会が多く、子どもの成長を促す等のメリットがあるとも指摘されています。

他方、児童生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校における専科教員による指導等、多様な学習・指導形態を取りにくいと言われてしています。また、運動会や音楽活動等の学校行事、部活動といった一定の人数を必要とする活動が成り立ちにくく、子どもたちの集団活動の機会が損なわれます。さらに、互いに切磋琢磨する機会が少なくなりやすいなどのデメリットが指摘されています。

(2) 生活環境

複式学級・小規模校では、異学年間の縦の交流が生まれやすく、相互の人間関係が深まりやすい面がありますが、固定的な人間関係のなかで成長するため、新たな人間関係を構築する機会が少なく、社会への適応力を醸成することが難しいとも指摘されています。

(3) 学校運営

小規模校では、教職員数が少なくなることから、全教職員間の意思疎通が図りやすく相互の連携が密になり、学校が一体となって活動しやすく、また地域ぐるみの教育活動の展開を図りやすいというメリットがあります。

しかし、他方で教員1人あたりの校務量が多くなり、負担が大きくなります。また、教員は出張や研修など学習指導、生活指導以外の仕事も多く、それらが更なる負担となり、ひいては子どもたちの指導に十分な時間がとれないことがあります。

2. 適正化の基本的な考え方

(1) 学習・生活環境の充実化

児童生徒が様々な人々との関わりの中で豊かな人間性、社会性、創造性を身につけるためには、一定数の人数や学級数が必要となります。また、学習や生活規律等の定着を図るためには、教員による発達段階に応じたきめ細やかな指導が必要となります。そのため、複式学級を解消し、さらに過度の小規模校化を回避することが、子どもたちの成長発達にとって望ましい環境です。

(2) 学校運営組織の充実化

複式学級や過度の小規模校化は、教員にとって負担が大きく、結果として児童生徒に対する指導の阻害要因となります。そのため、1学校あたり教員数の過少化は避け、指導体制を充実させることが必要です。

指導体制の充実は、教員の校務負担の減少だけではなく、校内における教員相互の研修機会の増加につながり、資質及び指導力の向上に結びつくことが期待されます。

3. 適正化の基準

(1) 適正規模の基準

国では学級編成の標準規模を小・中学校とも1校につき、12学級以上18学級以下、学級定員は小学1年生35人、小学2年生～中学3年生は40人と定めています。

八幡平市では、地形上からくる人口分布、少人数学級であることに起因する子ども1人あたりの負担、教育上の効果、教員の指導力を最大限発揮させることのできる児童生徒数を勘案し、適正な学級定員・学校規模を次の通りとします。

【小学校】 1学級20人を目安に6学級以上

【中学校】 1学級20人を目安に3学級以上

なお、1学級あたりの児童生徒数の全国平均（国公立）は、小学校27.68人、中学校32.66人であり、OECD各国平均は初等教育21.35人、前期中等教育23.52人（34カ国中、上位3位）です（OECDインディケータ2014 データは2012）。

※OECDインディケータ：世界の教育の状況に関する情報源

(2) 適正配置の基準

学校の適正な規模を維持するために通学距離・時間が過大にならざるを得ない場合があります。児童生徒にとって長距離・長時間の通学は心身ともに負担になり、学校生活にも影響する恐れがあります。また、安全面の観点からも通学区の拡大による過度の長距離化は望ましいものではありません。国が通学距離の基準を、小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内としていることから、八幡平市でも、適正な通学距離・時間の基準を次のとおりとします。

【小学校】 距離：おおむね4 km以内 時間：おおむね1時間以内

【中学校】 距離：おおむね6 km以内 時間：おおむね1時間以内

4. 具体的な提案

(1) 学校適正化の計画案

将来の児童生徒数の推計をもとに、先に示した適正規模及び適正配置の基準により、次のとおりとします。

なお、計画の推進については、次の(2)～(5)に配慮します。

【小学校】・大更小学校、田頭小学校、平笠小学校の統合

(理由：平笠小学校は現在複式学級となっており、田頭小学校も児童数が適正規模の基準に達しておらず(表1参照)、さらにこれら2校の統合によっても基準を満たさないことから、大更小学校を含めた3校を統合する必要があります)

・平館小学校、寺田小学校の統合

(理由：寺田小学校において児童数が適正規模の基準に達しておらず(表1参照)、平館小学校と統合する必要があります)

・松野小学校、寄木小学校、柏台小学校の統合

(理由：寄木小学校及び柏台小学校において児童数が適正規模の基準に達しておらず、松野小学校においてもさらなる小規模校化が見込まれることから(表1参照)、統合する必要があります)

付記事項

田山小学校は適正規模の基準を満たしていませんが(表1参照)、適正な通学距離を確保可能な他校がないことから、統合の検討は行わず、小規

模校のメリットを活かした教育を行いつつ、他校の児童と交流する機会を設ける等、デメリットを解消する取り組みをします。

【中学校】当面は統合を要しませんが、将来的にはいずれの中学校においても生徒数が減少することが見込まれていることから、適正規模が維持できる体制を検討していきます。

(2) 学校適正配置の推進

学校適正配置計画の推進にあたっては、対象校の保護者や地域住民に対し十分な説明を行い、理解を得るように努めます。

また、学校の統合を実施する場合には、子どもへの心理的負担を軽減させるため、子どもにも理解、納得してもらうように努めます。例えば、統合実施前に対象校同士の保護者や子どもたちの交流を行うなど、統合を円滑に進めるための工夫を行います。

(3) 各種関連施策との連携

学校の適正配置にあたっては、教育委員会のみならず、市長部局の各種政策との調整が不可欠であることから、整合性が保たれるよう進めます。

(4) 児童生徒の通学上の利便性並びに安全性の確保

統合に伴い遠距離通学者となる児童生徒の通学の利便性の向上を図るとともに、児童生徒の登下校の安全確保のためにスクールバスの効率的な運行が必要です。運行経路については、教育委員会、学校及び利用者間で十分に協議し、児童生徒の通学に支障が生じないようにします。

また、通学路における防犯灯・街路灯の設置について、地域や関係機関と調整し、児童生徒の安全を図ります。

(5) 学校施設の有効活用

学校は、教育施設であると同時に地域における象徴的な文化施設です。また、防災、文化・スポーツの拠点となっていることから、統合に伴って閉校となる校舎の活用については、地域住民との十分な意見交換を行います。

5. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年です。

ただし、保護者及び地域住民への説明会を進める中で、統合についての早期実施もしくは延期などの意見要望等が強く出された場合は、必要に応じて見直しを行います。

また、当該5カ年計画以降は、児童生徒数の推移を踏まえ、必要な時期に計画の見直しを行います。